

【和泉市報道発表資料】

令和8年8月21日

消防団員の懲戒処分について

和泉市は、コンビニエンスストアにおいて、店員を恐喝した容疑により逮捕された消防団員に対して懲戒処分を行った。

処分は令和8年8月18日（火）付け。

○対象職員及び処分内容

消防団 団員 男性 50歳代 免職

○事案の内容

令和8年5月20日（水）、堺市内のコンビニエンスストアで恐喝を試みたが、通報を受けた堺警察署に現行犯逮捕された。

その後、警察の調査により、恐喝未遂として起訴され、現在公判中である。

（再発防止）

入団時の面談に関するマニュアル等を作成し、前歴や主とする職業の勤務形態等についてのヒアリングを徹底していきます。

また、入団後についても、消防団員の身分が非常勤の特別職ということを踏まえ、倫理、ハラスメント、個人情報保護、地域住民との接し方など、コンプライアンスに関する研修を実施します。

（消防団長コメント）

消防団への信頼を損ねる行為であり、市民の皆さまに深くお詫び申し上げます。

今後、団員の教育について、より一層取り組みを強化し、信頼回復に取り組んでまいります。

＜問い合わせ先＞

和泉市消防本部 総務課  
直通0725-41-6153